

## ○沖縄県立看護大学教務委員会規程

(平成 11 年 4 月 5 日)

[沿革] 平成 19 年 4 月 25 日 改正

平成 24 年 4 月 18 日 改正

(設置)

**第 1 条** 沖縄県立看護大学教授会規程第 7 条の規定に基づき、沖縄県立看護大学教務委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(調査審議事項)

**第 2 条** 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 教育課程及びその履修に関する事
- (2) 学生の進級判定及び卒業判定に関する事
- (3) 学生の単位取得に関する事
- (4) 教育費の執行計画に関する事
- (5) その他教務に関する事

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 看護学部長
- (2) 学長が指名する教員 8 名程度

(任期)

**第 4 条** 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長を置き、看護学部長がこれに当たる。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を行う。

(会議)

**第 6 条** 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(専門部会)

**第 7 条** 委員会に、専門的事項について審議するため、実習専門部会を開く。

- 2 専門部会員は、委員及び教員のうちから学長が指名する。
- 3 専門部会に部会長を置き、学長が指名する専門部会員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会で審議した事項について委員会に報告する。

(意見の聴取)

**第8条** 委員会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

**第9条** 委員会の庶務は、学務課において処理する。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

**附 則**

- 1 この規程は、平成11年4月5日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
- 2 この規程の適用日後、最初に任命される第3条第1項第2号に掲げる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

**附 則**

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

**附 則**

この規程は、平成24年4月18日から施行する。